

# お願い

## ・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書※<sup>1</sup>を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

## ・宅地（土地）の所有権等の変動の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の宅地（土地）の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動があったときには、すみやかに届出をすることが必要となっています。届出がされていないため、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、異動があったときには必ず、所有権移転届出書※<sup>2</sup>の提出をお願いいたします。

## ・仮換地及び敷地地番該当証明書の発行について

半田乙川中部土地区画整理事業を施行している間は、施行地区内の土地に関する証明書として、登記簿とは別に、仮換地及び敷地地番該当証明書を発行しています。この証明書の発行を権利者以外の方が申請する場合には、権利者の方の署名、押印がされた委任状※<sup>3</sup>を添付していただく必要がありますのでご注意ください。

上記の申請書・届出書の提出先や証明書の発行は建設部市街地整備課が窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

（※1～3の様式は市街地整備課ホームページにも掲載していますのでご利用ください。）

◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

**市街地整備事務所**

TEL(0569)22-9302 / FAX(0569)22-8561

半田市建設部市街地整備課

E-mail: shigai@city.handa.lg.jp

URL: <http://www.city.handa.lg.jp/contents/30040000.html>

# 乙川中部

自然が生きて住みたくなる街

# 街づくり



平成22年度に整備した乙川公園



# 区画整理事業の状況について

半田乙川中部土地区画整理事業の整備の状況は、平成22年3月末で建物移転が約83%（事業費で約69%）の進捗率となり、宅地として供用開始する地区も大幅に拡大しています。

平成22年度には、乙川公園をはじめとした公園の整備を行い、多くの方に利用されています。

平成23年度は、環状線を含む向山町の交差点工事、市杵嶋神社周辺の整備、平地墓地周辺の整備を行いました。

## ～平成23年度に整備したところ～



道路整備を含む、宅地造成工事をしました。



交差点を含む、環状線の工事をしました。平成24年度中には信号機が設置される予定です。



平地墓地周辺を整備しました。併せて、周辺道路の整備と宅地の造成工事をしました。



乙川東小学校東側道路や市杵嶋神社周辺を整備しました。

● 宅地造成工事  
● 道路整備工事

# 保留地の販売を開始します

平成24年度より、半田乙川中部土地区画整理事業地区の保留地を一般抽せん販売します。

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことにより生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。

保留地は、施行者が売り主となるため、購入における仲介手数料は必要ありません。また、金融機関から融資を受けることも可能です。是非、この機会に保留地の購入をご検討ください。

## ・申込み受付

○受付日時／平成24年5月21日（月）

～平成24年6月1日（金）

午前8時30分～午後4時00分まで（土日除く）

○受付場所／半田市 市街地整備事務所（半田市南末広町13番地）

## ・申込み時に必要なもの

○抽せん参加申込書※1

○申込者以外の方が手続きを行う場合は、申込者からの委任状※2

○抽せん保証金として、20万円（当せんしなかった場合は返却します。）

○申込者の住民票1通、身分証明書1通、印かん（認印）

## ・抽せん

○日時／平成24年6月3日（日）午後2時～

○場所／半田市役所 3階 大会議室

## ・販売予定価格

| 物件番号 | 地積      | 総価格         | 物件番号 | 地積      | 総価格         |
|------|---------|-------------|------|---------|-------------|
| 1    | 139.00㎡ | 13,580,300円 | 14   | 335.03㎡ | 28,745,574円 |
| 2    | 225.00㎡ | 15,412,500円 | 15   | 325.15㎡ | 27,767,810円 |
| 3    | 121.88㎡ | 9,957,596円  | 16   | 162.02㎡ | 12,459,338円 |
| 4    | 386.42㎡ | 32,266,070円 | 17   | 264.06㎡ | 19,751,688円 |
| 5    | 377.66㎡ | 29,004,288円 | 18   | 156.00㎡ | 11,809,200円 |
| 6    | 270.00㎡ | 22,950,000円 | 19   | 159.36㎡ | 13,752,768円 |
| 7    | 122.00㎡ | 10,004,000円 | 20   | 184.57㎡ | 15,651,536円 |
| 8    | 196.00㎡ | 15,503,600円 | 21   | 138.75㎡ | 11,086,125円 |
| 9    | 180.00㎡ | 14,238,000円 | 22   | 185.74㎡ | 14,431,998円 |
| 10   | 219.26㎡ | 18,395,914円 | 23   | 154.37㎡ | 12,612,029円 |
| 11   | 122.20㎡ | 10,619,180円 | 24   | 221.63㎡ | 17,974,193円 |
| 12   | 231.28㎡ | 18,340,504円 | 25   | 195.28㎡ | 14,626,472円 |
| 13   | 106.00㎡ | 8,745,000円  |      |         |             |



● 建ぺい率／60%  
● 容積率／200%  
● 用途地域  
物件番号 1、2、4は  
準住居地域  
その他の物件はすべて  
第一種住居地域  
● 土地計画あり

※契約の手続きなど、詳しい内容について知りたい方は市街地整備課にて「保留地販売案内書」を配布しております。

また、※1、2の様式も併せて半田市のホームページからダウンロードすることもできますので、是非ご覧ください。